岩手県告示第20号

建設業法(昭和24年法律第100号。以下「法」という。)第29条第1項の規定により、法第3条第1項の許可を次のとおり取り消した。

令和4年1月14日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1(1) 処分をした年月日 令和3年12月23日
 - (2) 処分を受けた者
 - ア 商号又は名称 マルエス鉄工株式会社
 - イ 主たる営業所の所在地 大船渡市盛町字田中島47番地6
 - ウ 代表者の氏名 佐藤英人
 - 工 許可番号 岩手県知事許可(般-2)第1626号
 - (3) 処分の内容 機械器具設置工事業に関する一般建設業の許可の取消し
 - (4) 処分の原因となった事実 令和3年12月22日付けで機械器具設置工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条 第1項第5号に該当する。
- 2(1) 処分をした年月日 令和3年12月17日
 - (2) 処分を受けた者
 - ア 商号又は名称 高雄建設
 - イ 主たる営業所の所在地 大船渡市大船渡町字明神前152番地20
 - ウ 代表者の氏名 伊藤高雄
 - 工 許可番号 岩手県知事許可 (般-28) 第2964号
 - (3) 処分の内容 建築工事業に関する一般建設業の許可の取消し
 - (4) 処分の原因となった事実 令和3年12月17日付けで建築工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第 5号に該当する。
- 3(1) 処分をした年月日 令和3年12月21日
 - (2) 処分を受けた者
 - ア 商号又は名称 有限会社橋本組
 - イ 主たる営業所の所在地 一関市川崎町薄衣字法道地1番地
 - ウ 代表者の氏名 橋本忠義
 - 工 許可番号 岩手県知事許可 (般-3) 第6416号
 - (3) 処分の内容 解体工事業に関する一般建設業の許可の取消し
 - (4) 処分の原因となった事実 令和3年12月13日付けで解体工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第 5号に該当する。
- 4(1) 処分をした年月日 令和3年12月20日
 - (2) 処分を受けた者
 - ア 商号又は名称 佐々木建築
 - イ 主たる営業所の所在地 陸前高田市広田町字中沢258番地
 - ウ 代表者の氏名 佐々木孝一
 - 工 許可番号 岩手県知事許可(般-28) 第7986号
 - (3) 処分の内容 建築工事業及び大工工事業に関する一般建設業の許可の取消し
 - (4) 処分の原因となった事実 令和3年12月16日付けで建築工事業及び大工工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法 第29条第1項第5号に該当する。

- 5(1) 処分をした年月日 令和3年12月21日
 - (2) 処分を受けた者
 - ア 商号又は名称 有限会社後藤金属
 - イ 主たる営業所の所在地 奥州市水沢羽田町字荒川29番地5
 - ウ 代表者の氏名 後藤顕太
 - 工 許可番号 岩手県知事許可(般-2)第60120号
 - (3) 処分の内容 機械器具設置工事業に関する一般建設業の許可の取消し
 - (4) 処分の原因となった事実 令和3年12月16日付けで機械器具設置工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条 第1項第5号に該当する。